

北海道告示第 10617 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項第一号の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和 4 年（2022 年）4 月 28 日

北海道知事 鈴木 直道

1（1）免許の取消しをした年月日

令和 4 年（2022 年）4 月 13 日

（2）免許の取消しを受けた建築士の氏名

ア 氏名

土田 正雄

イ 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別  
木造建築士

ウ 登録番号

北海道知事登録（上）第 3 号

（3）免許の取消しの理由

建築士法第 9 条第 1 項第一号に該当するため。